

市民後見人No.57

(旧「市民後見人・品川」会報、通巻No.67)

発行／特定非営利活動法人 市民後見人の会

〒140-0003 東京都品川区八潮 5-9-11 区民活動交流施設「こみゆにていぶらざ八潮」協働推進室内

TEL : 03-5492-7448 (通話専用です／当面、月・火・木曜日の10-16時の間対応します)

FAX : 03-5492-7458 (ファックス専用です／24時間対応できます)

MAIL : info@shimin-kouken.net ホームページ : <http://www.shimin-kouken.net/>

観に行きませんか

司法書士劇団・リーガル★スター公演

■「ボケても、好きな人」■

10月24日(水)・きゅりあん(大井町駅前)

「成年後見、借金問題、悪徳商法など、一見難しい法律の話について演劇を通して分かりやすく、かつ楽しく皆様におつたえいたします」というふれこみで司法書士の人たちが役者を演じます。

公演日：今月24日＝開場17時半▽開演18時半(公演時間約90分)

会場：品川区立総合区民会館 きゅりあん大ホール **入場無料**

問合せ：東京司法書士会(電話03-3353-9191)

本会の業務指導委員会座長や市民後見人養成講座の講師としてお世話になっている松前章代・司法書士は、残念ながら今回公演に出演していませんが、「認知症高齢者の理解を深めるために！」という願いが込められており、「市民後見人活動を進める私たちにとって参考になると思います。

■受任数 16 件へ!!!

東京家庭裁判所は、このほど品川区内の男性区民(92歳)の成年後見人として本会を選任しました。また、当会は現在、女性区民(76歳)の成年後見人候補者となっており、近く審判が出そうです。選任されれば、この2件を入れると本件の受任件数は累計16件となります(内3件の被後見人は死去)。

市民が行う後見人活動は、けして楽なものではありません。養成講座など机上で学んだ知識、品川区社会福祉協議会品川成年後見センター支援員としての実践活動で得たものを加えても、実際の活動は試行錯誤の連続です。

しかし、世界で例のない高齢社会の中、市民後見人の必要性はますます高まっています。市民の自発的な運動としての当会と区や社協の「協働」の試みは各方面から注目されています。

こうした状況を踏まえ、困難な道ではありますがさらに活動を前進させようではありませんか。

■会費未納会員へ■

平成23年度年会費(3000円)の未納会員は、下記へお振込みください。

みずほ銀行荏原支店 普通口座1086153

特定非営利活動法人市民後見人の会(トク化イリカト・ウケガソシヨウケンノカイ)

* 特別の事情がない限り、2年間未納の会員は、退会扱いとなります。ご注意ください!!

(文責・古賀) 止